

第 25 回 議員定数等議会改革推進特別委員会記録

日 時：令和 3 年 4 月 7 日(水)

10 時 00 分 ～12 時 06 分

場 所：全 員 協 議 会 室

【出席者】 牛尾委員長、西川副委員長、沖田委員、小川委員、笹田委員、佐々木委員
西田委員、西村委員

【議長・委員外議員】

【事務局】 古森局長、下間書記、近重議事係長

議 題

- 1 陳情の取扱い・請願等の意見陳述について
- 2 政策討論会のあり方について
- 3 議員選出監査委員の廃止について
- 4 市議会議員を目指す若者や女性の育成、議員数の男女比率について
- 5 その他

○次回開催 4 月 30 日(金) 10 時 00 分 全員協議会室

【議事の経過】

(開議 10時00分)

牛尾委員長

第25回議員定数等議会改革推進特別委員会を開会する。本日全員出席である。議題は既にお手元に配信しているため朗読は省略する。

議題1 陳情の取扱い・請願等の意見陳述について

牛尾委員長

前回の流れで本日皆に諮る提案について正副と事務局とで打ち合わせした。追記云々という話もあったが10の問題をよくよく読み込んでみると恐らくほとんどその中に引っかかるだろうということで、追記はなしで、10の項目を熟読しながら各会派で十分やっていただくということでよいのではということで。議論はしたが追記にはならなかった旨を報告しておく。

では前回の会議を受けて新たにご意見があるとおっしゃったので、山水海の沖田委員から。

沖田委員

山水海でこの陳情のあり方を少し話し合った内容を一つの意見として披露したい。

これは私個人的な話でもあるが、陳情を審査した行方は一体どうなっているのだろうか。何のための審査なのか常々疑問に思っていた。

前回の委員会のときに配られた陳情関係の資料「議会運営の実際24」に、中には採択をしないところもあるという記述が85ページの第3と4にある。それも考え方の一つなのかと思っている。陳情は陳情として当然受け付けなければならないと思っている。10項目に触れないのであれば、全て吸い上げたものを資料配付のみにとどめておいて、その案件をよくよく議論する仕組みがあるのも一つの考え方なのかと思っている。

笹田委員

85ページを見ていただきたい。「陳情といえども住民の議会に対する要望であるから、当該団体の事務に関するものはできるだけ審査をし、妥当なものは採択し、執行機関にその実現を要請するのが望ましい」と書いてあるが、これをどうしていかを現実的に考えたとき、この第3で、「議長が陳情を各委員会に送付し委員会は審査をするが、採択または不採択を議決しない」という欄がある。そこで委員会で審査したときに、本当にこれが必要であれば紹介議員になって請願することも可能ではないかという意見も出た。請願と陳情の違いはそこにあるのではないか。

何十件、何百件と出た場合に本当に妥当なのかの審査が難しくなるのではという意見も出た。そういう意味でもう少しやり方を変えてみる議論をしてみてもどうかという意見が出た。

陳情に対しては書いてあるとおり「審査の方法は地方自治法や会議規則に規定されていないので、各地方議会の裁量に任されている」とのことなので、本当に必要なものだけピックアップしてはどうかというのが趣旨だと思っていたらよい。

牛尾委員長

ただ、今はこれだけ進んでいるので、とりあえず委員会でこれを言ったから変わるというのはどうだろうかという話も出たが、会派でこうして意見が出たので、特別委員会にて披露させていただいた。

今の問題は例えば予算にしても一般質問で執行部の答弁について追跡調査をしながら結果についてどうだろうかということ、執行部に対する評価として、1年通年でやって結果を、ということをやっている議会もあるので、同じ視点だと思う。

前回も出た次長からの資料でいえば例えば、「向こう50年実現不可能な案件を採択してもよいのか。そういう責任のない採択でよいのか」というのと一緒だと思う。併せてどこかで議論していく必要があると思う。貴重なご意見に感謝する。

先ほども言ったように、10の取扱基準でおおむね、前回皆からいただいたご意見も目を通して再確認したが、10を外れることはないだろうなど。前段の議会運営委員会でしっかりたたいていただき、陳情の出し方も含めて皆に精通してもらって判断してもらえれば、あそこまで冒頭陳述を延々やることもない。

既に我々は基準をつくっているのだから、その基準どおりに照らしてやれば、基準に当てはまらないものは付託しないのだから。議会運営委員会で精査すればよいのだが、そこまでの熟慮が私を含め議会運営委員会のメンバーはできていなかったということを反省点として、肝に銘じなければいけない。

この件は皆共通でわかっていることなので、後は持ち帰っていただいて特に議会運営委員会のメンバーには詳しくお願いして、議会運営委員会に臨んでもらうようにしていただきたい。

この件について何かご意見があれば。副委員長からのフォローがあれば。

西川副委員長
牛尾委員長

ない。

3人で喧々諤々やったのだが、どちらにしてもこの10を頭に入れておけば、ほぼほぼこれを外れるようなテーマは今までなかったのだから、しっかり読み込んで対応できれば、なおかつ議会運営委員会の中で委員長が振ってくれているので、それを判断できればおのずと結果は出るだろうと思っている。

ここに議会運営委員会のメンバーは何人いらっしたか。

《 議会運営委員会メンバー挙手 》

3名か。その3名は特に、この10項目を絶えず持って歩いて、十分頭に入れていただくようお願いする。

次長、今の話でいくと4番までよいか。

下間書記

議会運営委員会にて、基準に該当するかしないかを判断する際に今まで苦労されていたのが、(9)「採択・不採択などの議決等のあった請願または陳情と同一趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないもの」

である。その後の状況に特段の変化があるか・ないかを執行部に確認することなくして議会運営委員会だけで判断できるかどうか、ずっと議論にもなっていた。

今回資料をつくらせていただいた。「陳情受け付けから議会運営委員会での付託・配付の流れ(案)」にて、案1、案2をつくっている。案1は、陳情取扱基準に該当するかどうかについて執行部への確認が必要な場合がある。陳情を付託するかどうかを決める議会運営委員会に関係する執行部に出席してもらって、状況を確認する方法。これについてはまず、陳情受け付け後の議会運営委員会の正副委員長と議長団との協議において執行部に確認が必要か、その後の状況に変化があるか執行部に確認が必要かをそこで判断してもらおう。

続いて、執行部への確認が必要と判断された場合は該当の執行部担当課に議会運営委員会への出席を依頼し、当日出席してもらおう。しかしそこは陳情の審査ではないが該当担当課に出席してもらおうことになり、少し執行部に負担がかかってしまうのが気かりである。

次の「陳情受付からの流れ」をご覧いただきたい。

(以下、資料をもとに説明)

牛尾委員長

結局、途中経過についてわからなければ執行部に確認すべきだろうという議論が前回多かった。ただ、それをすると陳情1のタイプだと執行部に負担がかかる。案2でいくと判断が難しいものは担当委員会に付託して、委員会は逆に苦勞するかなど。ただし執行部には負担がかからないということなのだが、皆のご意見を伺おうか。

西川副委員長

執行部の負担も考えて案2で委員会へ付託して、その委員会で審査するのだが執行部に問い合わせる変化がないという答えであれば、審査はするが採択・不採択を議決しないということはできるのか。

牛尾委員長

それはどこかに書いてあるのか。

下間書記

先ほどの議会運営委員会の実際の資料の中にもあったが、委員会は審査をするが採択または不採択を議決しないというのが少しぴんと来なかった。審査をするのに結論を出さないということを浜田市議会ではできてないのではないかと。

牛尾委員長

今までやったことない。

下間書記

審査をするというところでは結論を導き出すのが審査かと思っていたので、ここが本当にわからなかった。審査をするが採択または不採択を、議決しない。事務局もわからなかった。

笹田委員

恐らく審査をするのだが、必要だったら委員会で何かしら、あくまで予測であるが委員会で必要があったらいろいろと動いてそれが現実になるように動きをとるのではないかと思う。もしそういった場合があるなら新たなルールをつくって、差し戻すというわけではないが採択せずに返す方法の一つつくることも可能ではないかと思うのだが。その辺りは議論が必要であるが、不透明なものをそのまま返すわけにいかないの

一度委員会で確認した上で、それをするほうが市民にとっても丁寧ではないかと思う。

下間書記

浜田市議会の今の委員会条例だと、委員会は請願・陳情について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならないと決めていて、採択とすべき、一部採択とすべき、不採択とすべき、この三つのどれかを審査結果として議長に報告しないといけないこととなっているので。その方法を取るのであれば委員会条例を。もしくは継続審査。継続審査にしてもいつかは結論を導き出さないといけないので。

牛尾委員長

どちらかといえば、今までこの3番を意識してやってこなかった。3番というのは、採択または不採択を議決しないという陳情審査方法。多分今まで検討したこともない。だからこれを入れるとなるとまた議論して、どこかを触らないといけないか。

下間書記

この方法を取ることができるようにするのであれば、委員会条例に少し手を加えないといけなくなるので、すぐのことにはならないと思う。

牛尾委員長

「採択または不採択を議決しない」というのは例えばどういう場合か。継続審査ではないのだから。審査しても白黒つけないということか。

笹田委員

ここうちの会派で話し合ったのだが、もしこのルールができた場合に委員会が真剣に話をして、必要であれば紹介議員になって請願に切りかえることもできるのではという意見も出た。

もしくは、委員会で取り上げて執行部とやりとりして実現に向けていく、委員会で協議を進めていくという意見も出た。

どうすればよいかは委員会に委ねられる部分が多いのではないかと、うちでは話をしている。

下間書記

そうすると採択にしてもよいということか。採択にして検討していくのか。

笹田委員

採択・不採択ではなく、喫緊で議論が必要なことであれば委員会が真剣になってやったほうがよいのではないかということ。採択・不採択はまた別の話で捉えていた。したがって議決がないので新たに請願を出して、請願になれば議決権が発生する。陳情に対しては議決がないので、もし本当に議会全体でやってほしいということであれば紹介議員になって請願を出せばよいのでは。そのほうが簡単に陳情を出しやすいのではないかという意見も出た。

牛尾委員長

今の意見、半分はわかるのだが、採択・不採択どちらかに決めないという過程のある案件があったとしたら、それを請願で出すべきというのへいきなり結びつくというのも。例えばどういうケースがあるのか思いつかない。議論するときにある程度仮定のテーマがあって、皆が共通項の中でそういう場合があるといって議論するならよいが、そこまで頭が追いつかない。

下間書記

今送ったのが委員会条例なのだが、第64条、委員会は請願等について審査の結果を次の区分により、先ほど言った採択・一部採択・不採択の

どれかで結論を出さないといけない。その下にもう1個、審査結果に意見をつけることができるという項目もある。今、さしずめ委員会条例を改正するとなるとすごく時間もかかることなので、早急に対応できるとすれば委員会の中で採択・一部採択・不採択の結論は出すが、そこに何らかの意見をつけて、採択をするがこういうところには問題がある。逆に不採択にするがこういう趣旨には賛同するといったように、意見をつけるようにしていくと、今までとはまた少し違うかと思う。

牛尾委員長

今の話でいうと、産業建設委員会では側溝の改良などがあるが、採択はするが、ただし順番があるのでそれは、という文言をつけて採択をする。採択された側が「採択したのになぜやってくれないのか」というクレームがあるだろう、そういう場合には、あらかじめ優先順位があるだろうからということは今まで意見として添えて採択をしていたことがある。

近重係長

3月定例会議のときに長浜の案件が採択になったが、私が担当になってからは採択に際して意見をつけていない。

笹田委員

前はつけていた。

牛尾委員長

ええ。そうしないと執行部が困るだろうと。願意はわかるから採択してあげたいが、したからといって実現するものではないと。ただ、前回もらった資料からいえば、当分実現不可能なものも採択するのはいかなものかという意見もあるわけで、それもそうだとすれば難しい。何でもかんでも願意にのっとって採択して、結果が出ないからだめではないかと言われれば執行部も大変だろうから、優先順位があると意見をつけるのは普通だと思うのだが、最近はそういうことをやってないというのは、それがあまり効力がないということなのだろうか。

下間書記

附帯意見ということ。私もあまり記憶がないが、附帯意見とするなら委員会の中でも附帯意見として議決しておかないといけないので、そこまできちんとやっているか。反対のときは反対の意見を付して陳情者に返しているが、採択をして附帯意見をこうする、委員の皆はこれでよいかといった附帯意見を、陳情のときにしっかりつけているかといえば、あまり記憶にない気もする。しかし今度からこういうことをすれば、よりわかりやすくなってよいとは思う。

牛尾委員長

各委員が意見を言うときに、採択だがこういう意見をというのはやったことあるが、そこまですべて委員会の採決のときに附帯意見としてつけるところまでやったかどうかは記憶が定かではない。

それと、この第64条が皆の頭にきちんと入っているかどうかも含め、常任委員会条例もあるのだから僕らも再度おさらいして、重要なところが頭に入っていないと。今さらこれを示されて、あったよねというのではちょっと。

笹田委員

これで笹田委員が言われたことは、ある程度解決できるか。

今のこの議論だと、結局何もいじらずに今の文章を読み込んで終わり

にしかならない。今まで出た陳情の本数をどうするかとか、意見陳述に向けてどうするかというところは何ら変わってない。

要するに100件出たときに100件全部同じことをしなければならなくなるのではないかとこのところで議論を進めていかないといけないという意識があったので、今のルールで果たして可能なのかも考えないといけないかと。

ただ当たり前のことを当たり前に出してもらえれば問題ない話だが、あのように委員会に付託することになると、委員会に付託した時点で意見陳述も発生するので。そうするとどのように陳情の取り扱いを進めていくかという意味では、何ら変わってないと思うが。

小川委員

笹田委員が言うように結局変わってない。前回の結論でいうと、(9)の変化があったかなかったかの判断は執行部に聞かないとわからない部分があるので、議会運営委員会のときに来てもらって説明を受けたりしながら判断するというのもあったり、執行部の負担を軽減するというのもあったが、今回の3月定例会議での陳情の三つの常任委員会の実態を見て、これが正常であれば構わないが、これでも相当負担があったと思う。したがって最初に上げられた10項目に照らし合わせたときには、資料配付だけにとどめておける案件が中になかったかどうかをもう少しきちんと精査すべきではないかと。前回も議論があったし今日の前段もそういう話があった。受けてしまえば委員会条例に基づいて三つのどれかに方向づけ、附帯意見は今度の協議事項になると思うがそこに上げた以上は、審査して結論を出さないといけなくなってしまう。審査に付すべきかどうかをもう少し判断するためには、議会運営委員会で検討するときに各委員会に付託するときに前段の中で三日間のうちにきちんと陳情内容を読み込んで、議会運営委員会委員に伝えることによって10項目が厳正に運用されるのではないかと。それによって幾らか資料配付だけにとどめて付託する案件が減るのではないかという気がした。多分そこが焦点ではないかと思ったのだが。

西田委員

私も今まであまり真剣に頭に入れてなかった10項目について、しっかり照らし合わせる行為を議会運営委員会でやっていただくことが大事だと改めて。そのときの判断基準が曖昧なものは仕方ない部分があり、委員会付託されて意見陳述があっても、粛々と進めて。

また採択のときも、採択・不採択・一部採択というのは各委員会がそれぞれの思いで意見を述べられて。そのときに、曖昧なところ。採択・不採択が同じ考え方に基づいていてもわかれる場合もあるが、それも結果なのでそれでよい。どちらの結果になっても。そういうことを粛々と進めていく。採択・不採択に関する意見の中に、どうしてもこれは載せるべきというものがあれば載せられたらよい。

これまでよりも各議員がこの10項目に照らし合わせるということを、再度頭に入れ直して、しっかり審査に入っていく。自ら気持ちを入れか

笹田委員

えてやる姿勢が望ましい。

個人名が出てしまうのでこの場ではなかなか話せないのだが、前日も陳情に照らし合わせて、果たして何がこの10項目に当てはまるのかを照らし合わせる必要があると思う。というのも産業建設委員会の陳情の際に、市職員に対する個人攻撃のようなものが見えた。そうなるとそこで抑えるのではなく、この中でここに該当するということをしていかないと、休憩中でも目の前に行って叱責したりする部分もあったので、そうなる本末転倒になる。しっかり理解した上で今後進めていかないといけない。ご配慮いただきたい。

牛尾委員長

確かに前回私も傍聴していて、休憩時間といえども委員会は委員長の支配下にあるわけだから。そこで不穏当な発言や、委員会の秩序を乱すようなことを公然と言われる方がいるのは、見ていて非常に違和感というか、委員会そのものが壊れるような印象があり非常に残念だった。

僕らはルールに沿っていろいろなことをやっているのに、休憩時間といえども委員長が整理をされなければいけないのではと感じた。

今、いろいろご意見を聞いたが、やはりこの10項目でほとんどフィルターにかけられるのでは。前回の案件でももう少し我々がこの項目を遵守していれば付託しなかった案件、例えばスキー事故であるとか、職員の問題であるとかはそこで却下できていたので、入口のところをもう少し真剣に僕らが頭に入れてやれば相当クリアできるというところまでは、皆の意見は大体同じだろう。それ以上のものをここでつくるのは非常に難しいのだろう。

ここで暫時休憩する。

[10時36分 休憩]

[11時03分 再開]

牛尾委員長
下間書記

委員会を再開する。事務局から発表してもらおう。

議会運営委員会が定例会議の1週間前に開催されるのだが、その数日前に正副議長と議会運営委員会の正副委員長とで事前の打ち合わせがある。そのときに陳情の内容で執行部に、例えばその後の状況に特段の変化があったかなかったか、裁判で係争中のものであるとか、そういった執行部に確認をしないとわからない案件については、打ち合わせの際に担当課に来てもらい状況を聞く。そこで正副議長と議会運営委員会の正副委員長が状況を確認して1週間前の議会運営委員会にて執行部から聞いた状況を発表する。それによって今ある陳情書の取扱基準のいずれかに該当するか、しないかを議会運営委員会メンバーで判断してもらおう。

牛尾委員長

説明があった。次の6月定例会議はそのような方法で試行したいと思うが、皆よろしいか。

(「はい」という声あり)

- 一応この件は全会一致で今のような試行をすることに決したので、よろしく願います。
- 下間書記 意見陳述についてはいかがされるか。この間やったとおりに意見陳述も、したい方には委員会の冒頭にやってもらうというのは変更なしでよいか。
- 牛尾委員長 前は市民参加を優先ということで冒頭の意見陳述を採用したが、6月定例会議も同様に試行するべきか。
- 小川委員 前回この件は会派に持ち帰って検討した結果を発表させていただいたが、市民参加の視点から非常によいことだと思うし、市民からの政策提言という位置づけからすると大事な時間だと思う。
- ただ、3月定例会議のような形であれだけの時間を取ったとなると、6月の状況を見てからだが、通年会期制という中で例えば陳情・請願の意を審査する日にちを設ける必要性もあるのではと感じている。それも含め、6月定例会議も同様に、陳述を申し込めば委員会の冒頭に行える形が必要と思う。
- 笹田委員 前回、意見陳述について各会派と委員会から出ているのだが、ここで言われている課題をクリアして実行するのはよいことだと私は思う。
- 西田委員 私も意見陳述等々は特に問題ない、試行的にはやるべきだと思う。
- 佐々木委員 意見陳述に質疑はしないほうがよいと言った気がする。意見陳述のルールだが、陳情書や請願書に書かれたもの以外のところを主張してもらい、質疑も意見陳述の部分のみということではよかったか。
- 牛尾委員長 中身のみについて質疑をする。そうではないのか。
- 佐々木委員 意見陳述は、陳情書や請願書にない部分を言うのだろう。質疑も、陳述部分のみに対してやる。書面の中身については質疑しないというルールだろう。
- 下間書記 意見陳述への質疑は、意見陳述したことについての質疑にしている。書面で書いてあることを意見陳述ではなるべく言わないようにというのも一応ルールづけしている。しかし公明クラブは、文書に書いてあることでも陳述してもよいのではとされているのか。
- 古森局長 紙の内容の質疑があるのであれば、参考人招致をすべきである。
- 笹田委員 山水海としては、意見陳述のときに陳情に対しても質疑してよいのではという意見が出た。というのは、今回陳述と陳情書の内容が違うことがあった。そうするとどちらを聞けばよいのかという話になる。その辺が課題だと思った。書面と陳述が違うとなると、どこに対して質疑したらよいのかということになったので難しい。
- 下間書記 陳情はあくまでも書面審査が原則だと思うので、書面にはない新たなことを意見陳述で陳情的に言うのであれば、それは委員長が制止して、「それは陳情書にない内容なので」と発言を中止させるほうが整理がつけやすいかと。
- 牛尾委員長 前回の福祉環境委員会を見ていると、陳述にて新たなことが結構出て

きて、それに対する質問も出て全体的に長くなった感じがした。今説明があったが、あくまでも書面審査が原則なのでそこで線引きしているほうが、楽は楽だが。

ただ、それもここで議論して決めればよいことなので。それでは不十分だとなって、新たな陳述も含めて受けとめるということになれば。どうなのか。

下間書記

3分は恐らく守られると思うので、しゃべっていただいて、審査するときにはあくまでも書面の中身について審査する。質疑するにしても、陳情書にないことでの質疑は不要だと思うので、そこはしないでよいと思う。そこをするから時間もかかる。

牛尾委員長

事前にそういう話をしたはずだが、議員の頭に十分入ってなかったのでは。書面審査のみについて質問オーケーだが、陳述で新たに言われたことについて質疑はしないと。だから総務文教委員会では誰もそういうことをしなかった。委員会によって温度差があるし、再度そのラインでいくなら諮っておかないと、委員会によって対応が違うのではないかとクレームが来たらまた難しくなるので。その辺は皆どのように感じたか。

笹田委員

産業建設委員会は今回特に内容がわかりづらいものが多かった。局長が参考人招致でと言われたが、せっかく来ているなら聞いてもよいではないかということ。陳情の中身をもう少しわかりやすく説明してくれよということもありなのかと。わざわざ招致しなくても。委員会によって内容が違うので、わかったり、わかりにくいものもあると思うが産業建設委員会ではわかりづらいものが多かったと感じた。

牛尾委員長

参考人招致はどんどんやれと、ものによっては書いてあるのだが。本当に必要な参考人招致でないと経費がかかる。議会の年間予算も定まっているので、その辺はあると思う。

下間書記

趣旨や願意がわからない、わかりにくいというなら、最初の段階で「趣旨、願意等が不明確で判然としないもの」に該当すると思うので、そこで切り分けて付託しない。かわいそうな気もするが願意がわからないなら。

笹田委員

しかし絶対してはいけないということはない。

下間書記

質疑を。

笹田委員

ええ。なぜならそのほうが丁寧ではないか。

牛尾委員長

書記が言った8番は、1番に持ってくるべきではないかと先般の打ち合わせで話した。陳情・請願の本来あるべき姿からいえば、これを1番に持っていくべきではないかという議論をした。8番あたりにあると軽いとは言わないが、真っ先にこれがあるべきでは。順番の入れかえは別段問題はないだろう。今の件は課題である。一方では年間予算の制約も受けるし。本来参考人招致しなければわからないような事案も必ずあると思う。相手の都合もあるが、過去何度かやったことがある。特に産業建設委員会は何度か来てもらった。そういうことと今の件は判断しにく

い。どうしようか。いずれにせよまだ試行ということで、やらないといけない。

意見陳述で当該者がおられるので、陳情の書面の内容についてわからないことがあればそこで聞けばよい。その場で聞けるのでよいと思う。陳述を認めるわけだから。

下間書記

今のルールは、意見陳述したことについてのみの質疑とすることになっている。先ほどから言われるように、おられるのだから聞いてもよいではないかと。基本的な考えは参考人招致ではあるが、そこは押さえておいてほしい。本当に議会が必要なら参考人招致をするのが原則であるが、意見陳述で来られているので、書面内容に触れる質疑も絶対いけなくはないかもしれない。

古森局長

8番の「不明確で判然としないもの」については、陳述の希望があればその場で聞けばよいということであれば、陳述希望がない人は書面の8番で落とすということになるのか。希望があれば通すが、希望がなければ通さないということになってもまずいかと思う。

(「いずれにせよ文書で判断するのだから」という声あり)

西田委員

基本的には8番の「趣旨や願意等が不明確で判然としないもの」は最初の段階で付託されないのだろう。これが第一であって。だから書面でわかりにくいものは最初からだめなのだ。それが意見陳述までいくということは、書面の中身が判然としているわけで、だから意見陳述まで行くのであって。だから大事なのは最初のここなのだ。あくまでも取扱基準が最初のハードルなのであり、それをクリアしたものは趣旨がわかっているものなので、クリアしたものがプラスアルファで意見陳述ができるということ。一番大事なハードルはこの10項目だと思う。

牛尾委員長

西田委員が言われるように、陳情は受けるが議会運営委員会で諮ったときに付託しないという判断になるということか。局長それでよいか。

古森局長

前段の裁きが違っていなければオーケーである。

笹田委員

結局意見陳述も書面審査なわけで、陳述に対して質疑したところで書面とは違う。だからあまり意味をなさない。書面が第一で来ているのに、この間のように違うことを言い出して、言い出したことに対して質疑したところで意味がない。書面審査が重要であれば来ていただいているなら書面のことも聞いたほうがよいのではないかと。

佐々木委員

結局意見陳述に来てもらうということは、笹田委員が今言われたようなことになる。我々はあえて質疑はしないということにすると、陳情者も来て追加でいろいろなことや思いを述べられたとしても、それに対して何も反応しないわけだから、相手としては意気消沈にもなりかねない。

本来は申請文書の内容で判断するのが基本中の基本なので、そこをまずしっかりやってもらおうというのが、ほとんどの方の意見でもあるし、そこが大前提だと思う。それプラス意見陳述で、それ以外でもしあればやってもらおう。ただそれに対して我々は特に質疑しない。それが我々の

前回の提案だったのだが。

牛尾委員長

皆が全く同じ場面を頭に描いているとは思わないが、書面で審査するわけで、書面の字面と生の言葉は違う。だから僕は市民参加の意味での冒頭陳述だろうと思う。何かを議会に訴えたいという場面を3分間つけるということだろうと思うので。陳情者がそういう認識でそれをされるならよいが、そうでないことを望まれたら成り立たない。本来は、言葉ではなくて生の声で訴えたいことがあり、それを受け止めるのが陳情のあるべき姿だと思うので、できればそれにのっとってやってもらえばよいのだが、そうではない方もいらっしゃるのでは扱いが難しい。

西田委員

何度も同じことを言うが、議会には取扱基準があるので。だから陳情をされる方もこの10項目の取扱基準をしっかりとご理解いただいて。陳情者にも勉強されて少しずつ議会に寄り添っていただきながら、自分の願意をしっかりと、それは意見陳述で言われてもよい。あくまでも取扱基準が10項目あることを、陳情者にもご理解いただきたい。

牛尾委員長

全くそのとおりである。大方の方はいろいろなことにお困りで陳情をされるのだが、そうでないケースも多々見受けられるので。一律この10項目をお渡しするとか、受け取る時にここに該当するものはだめだと言うのは難しいか。

笹田委員

先ほど質疑はしないほうがよいという意見があったが、質疑を認めた場合に回答者の時間はどうなるのかという話もあった。そのあたりはやってみなくても大丈夫か。

牛尾委員長

今の話もどうか。十分あり得るのだが。ただ市民参加だけを最優先にやっているのだが、片方ではタイムスケジュールもあるし。試行期間だから。6月定例会議は当初予算のように時間はかからないので、少し余裕を持つか。逆に言えばきちぎちに決めないで大筋は守ってもらいながら委員会の中でどうしても聞いてみたいことがあればそこで聞いてもらうということをやってみるか。

佐々木委員

従来の参考人招致というのは、あくまで議会側が希望して聞きたいことがあるし思いも聞きたいので来てくれと、議会が主導して呼ぶ。意見陳述は要望した市民が、ここはぜひ熱く語りたいたか、付加して言いたいということなので、これはある意味大切なことだと思う。そこを我々がどう整理して、ルールをつくってやるのかは、もう少し何度かやってみないと決められないが、ただ、意見陳述の方式は参考人招致とは趣旨が違うので、それは必要なことだとは思う。

牛尾委員長

今いろいろ話があったが、あくまでも次も試行なので前向きにやりながら、その都度市民要望になるべく応える形で試行するというので、今日のところはどうか。ただ原理原則があるのでそこは十分守りながら、許容範囲内で市民参加を十分担保するというので。言葉にすると曖昧だが、なるべく言うことを聞いてあげるといようなことで6月定例会議は試行するというのでおさめたいのだが。

西川副委員長	<p>試行でよいが、今までも事務局が言われている10項目については注意されていると思うが、今回改めて厳格に振り分けるとなると恐らく8番だろう。今回も8番を1番に持ち上げればよいと思うが、受け付けのときに判断するのではなく、こういう理由で付託までいかないことがあると思われるということだけ申し添えて受け付けたほうがよい。</p>
下間書記	<p>整理させてもらいたい。では取扱基準については(8)を(1)に持ち上げる。事務局で陳情を受け付けたときに、この趣旨・願意等が不明確で判然としないものに該当すると議会運営委員会で判断された場合は、陳情審査に当たらない恐れがあると言う。受け付けのときに取扱基準に該当すると審査は付託されないことになるということ、しっかり説明することか。</p>
牛尾委員長 下間書記	<p>事務局に負荷が発生するかもしれないが、その辺よろしく願います。それと意見陳述については、大きく変更することはなく試行的に。今は若干の規程をつくってこれに沿って一応やっているのだが、まだ試行ということで。第5条に意見陳述者に係る質疑とあり、意見陳述したことについてではないと質疑はできないと書かれているわけではない。意見陳述等をしようとする請願者に対して質疑をすることができるという、少しざっくりしているので、この中で書面内容への質疑に触れてもよいという扱いにするか。</p>
牛尾委員長	<p>試行期間なので、もう少し重ねないとサンプルが出てこない気がする。幾つか事例経験を重ねると収れんするのではないかと思う。逆に言えば今定例会議くらいは試行でもよいかと思う。とりあえず6月定例会議はそういうことでやらせていただく。</p>
下間書記	<p>今日の特別委員会で一定の方向性が決まって、議会運営委員会のところに。</p>
牛尾委員長 古森局長 牛尾委員長	<p>臨時会議の日があろう。 あるが当日の予定である。 当日に議会運営委員会か。当日の議会運営委員会を9時からにすれば報告できるだろう。</p>
古森局長	<p>9時から打ち合わせをして、9時半から議会運営委員会で、10時から会議の予定である。</p>
牛尾委員長	<p>では終わってこの件で議会運営委員会をするか。皆いるのだから。タイムスケジュール的に。この件だけならそれほど長くないのでは。</p>
笹田委員 牛尾委員長	<p>説明だけで、批判する人はいないだろう。 執行部の説明、5、6分で終わるのでは。本会議の議案質疑はいろいろあるだろうが、説明はすぐではないか。</p>
古森局長 下間書記	<p>総務部長の説明があるだけで、それほど長くはない。 朝9時半からの議会運営委員会でこれを報告する。報告する内容としてワンペーパーをつくらないといけない。案3ということで事前の打ち合わせのところで、というのを整理。</p>

小川委員	やはり休憩時間でも担当課長にあのような暴言を吐くようなことがあれば、第7条にある内容を守ってないということだから委員長にきちんと仕切ってもらいようお願いしてほしい。規程に基づいて厳格に運営し、正常化させる責任は委員長にあるという自覚を持ってやっていただくようお願いする。
牛尾委員長	おっしゃることは十分わかる。ここには副議長もおられるのでその辺はまた議長とも相談されながら、この委員会の中でこういう話があったと議長から言ってもらおうほうが、議会秩序の部分で。
佐々木委員	そのほうがよいかと思う。特に先ほどから話が出ている不穏当発言、不規則発言、休憩中でもふさわしいやりとりが必要なので、議長から伝えてもらうように要望しておく。
牛尾委員長	よろしく願います。先ほどの件はごく普通の一般市民が傍聴に来られて、同席されていたら驚かれると思う。全然秩序が保たれてないということ。そのようなことがあってはならないので、ぜひよろしく願います。 議題1についてはこれでおいてよろしいか。 (「はい」という声あり)

議題2 政策討論会のあり方について

牛尾委員長 | 議題2については本日はおく。

議題3 議員選出監査委員の廃止について

牛尾委員長	これは議会運営委員会主催で講演会をやることになっているが、日程はまだ決まってないのか。講師とは交渉中か。
近重係長	講師からは、6月に入ってからとなるので定例会議が始まる前の6月上旬か、終わって7月中旬・下旬かの打診をしている。
牛尾委員長	そういうことなのでよろしく願います。 政策討論会については、今日は時間が足りない。

議題4 市議会議員を目指す若者や女性の育成、議員数の男女比率について

牛尾委員長	前回、副委員長と私とで提案説明理由を言わせてもらったのだが。初めに意見を申し上げたので、皆の受け止め方もそれぞれあったかと思う。それを受けて何かご意見があれば願います。
沖田委員	正直何も考えてなかったが、市議会議員を目指す若者について、この議会の中で2番目に若いので少し言わせていただくと、確かに子育て世代には酷な条件だと率直に思う。女性に関しては難しいが、若者として強いて言えば、条件的にはやはり難しいかと思う。夜間議会などをやっている自治体はないのか。
牛尾委員長	確かに全部の議会を夜間でやっているのは、町村ではあるかもしれないが市議会レベルでは聞いたことがない。執行部の拘束を考えても、夜

沖田委員

やるとなるとすごいコストになる。

そういった意味では若い人にはなかなか厳しいかと思う。魅力ある仕事なのかという部分もあるし、一般論的に言われる、地方議員が何をしているかわからないというところもあると思うので。

議会改革から話がずれるが、もう少し学校、特に中高生。静岡県では県議会の会派が出向いて学生との意見交換会をやっておられた。そういう自治体もある。そういう意味でまず議会の仕事を正しく理解していただかないことには、なかなか魅力ある仕事につなげていかない。

佐々木委員

我々もこの件については深く議論していないが、若者や女性の議員は極めて必要だし、国もこれを進める方向にはなっている。先ほど話があったように議会の中身、議員の仕事がなかなかわからないというのが大前提にあると思うので。小学生はたまに傍聴に来てくれるが、もう少し高い年齢の中学、高校、あるいは大学生と議会との懇談会や触れ合いが今後必要になってくると思う。江津市は多少そういうことに取り組んでいる。

女性についてもいろんな方法を使って女性団体等々との意見交換や懇談会みたいなことも次第に力を入れていく必要があると思う。議会には多様な視点が必要なので、それで公平な政策判断をするためにも、若者や女性はぜひ必要である。何ができるか今後じっくり議論して、できるところから始めていければと思う。

小川委員

議会広報広聴委員会で7月に行う、はまだ市民一日議会のケーブルテレビ収録を、三浦委員長と一緒に出させてもらった。その中でもアナウンサーの方と意見交換しながら収録した。特にその中でポイントは年齢制限を設けていないことで、小さい子どもも保護者と一緒に登壇していただけるので、もしかしたらそういうことを通じて何年か先に議員に出てみようかという可能性もあるかもしれないと、アナウンサーの方も言われていて、そういうきっかけになればよいと感じている。

女性の参加しやすい状況という意味では、この間議会基本条例を少しいじった。それを含めて少しずつやる部分はあるが、日本の政治自体が特に北欧などと比べると政治に携わる人は男性社会であるのが日本の特徴として出ている。やるためには国全体としてクォーター制度などをしながら、半分は女性が出られる条件を制度として上から指導するようなことと併せていかないと。地方議会だけで比率を上げるのは難しいと感じる。

西田委員

前回、議題の中にこの件を入れられた理由についてはお伺いして理解はした。私も個人的には若者あるいは女性議員が大いに関心を持ち、議員として増えるのは望ましいと思っている。今からでも恐らく女性議員は何となく将来的に少しずつ増えていく気はしている。

若い男性は生活するのが目いっぱいの方が多く、それを深掘りしていけば生活が厳しいというのは、もっと行けば身近な自分たちの生活環境

笹田委員

を変えていくのは、議員になって直接ものが言える立場になることも大事だという意識変化も期待できる。いろんな面で我々も若者や女性に関心を持っていただける環境づくりに進んでいかなくてはいけない。

小さい子の教育、興味を持ってもらう手段が一番必要ではないかと思っている。6年生になると政治を勉強し始めて傍聴に来る。逆に小中学校あたりで政治の仕組みを学習するが、あえてこちらから学校に出向いて、市議会の仕事を説明して興味を持ってもらうのも一つの手かと思っている。

男女比率は、この間発表があったように日本は下位だった。小川委員が言ったクォーター制度、ヨーロッパでは半々で定数を決めてやっているところもあると聞くが、国レベルで進めていかないと、地方議会から女性の定数を半分するといったところで難しいかと。根本的な理由としては興味を持ってもらい、浜田市議会がやっていることを小中学校などの教育現場でしっかり育成していくことが必要ではないかと個人的には思っている。

西村委員

地方議員の中では政党ごとの男女比でいえば共産党が最も半々に近いらしい。国会レベルでは少し男性が多い。その理由は知らないと言えないが。身近に感じたことを言うと、いろいろな施策が社会全体のあるようにかかってくることになるのだが、ここで開いた総務文教委員会で幼稚園保護者の方々と話し合ったあの会合がヒントになると自分では思っている。というのは保護者の方から、これほど地方議員を身近に感じたことは今までなかったという意味の発言をどなたかがした。10人くらいの保護者と話をした。つまり日常的には地方議員と触れ合う機会が今まで少なくともなかったということで、つまりこちらから仕掛けていくしか身近に感じてもらうことはないという現実が実際にあるのだろう。そういう事実を積み重ねていくことかと。幸いそういういろんな団体や個人と膝を交える方向に向いているので、それを個人レベルでもやっていくことくらいかと思う。

西川副委員長

男女比については国レベルの施策、取り組みが必要だと思う。この委員会にも女性がいな。浜田市議会は女性比率が少ないので。議会改革の委員会として何か目標を掲げて取り組みを始めるのもよいのでは。

牛尾委員長

北海道の芽室町議会は月に一度「未来会議」といって高校生を入れて会議をしている。毎月一回動画配信をしている。いつも見ているが高校生の視点、こういうことも必要だし施策に反映してほしいと思うという月に1回して年間行っており、よい会議だと思う。高校生だから相当意見レベルも高いし、厳しい意見もある。それを議員が受けとめながら、現在の施策に反映できるかも議論していて、非常に好ましい。例えばそういうことも必要ではないか。

それと僕が前から個人的に思っているのが、女性にしても若い人にしても議会に参画して議員になって、仕事をしようという姿勢を持って

らうために、この特別委員会が主動して、どうやったら議員になれるのか、議員を目指す人の募集をかけて、どのくらい拘束されるとか、どのくらい手取りがあって生活がやっていけるのかいけないのか、そういうことも含め議員職がどのようなものかを知ってもらい、その上で目指すかどうか、気づきを感じてもらうような場を仕掛けてみたいと、ここ10年来思っている。

これならやってみようかという気づきを与えられるようなものが、何かセッティングできるのではないかと思っている。議会にも世代交代が当然あるべきなので、大田市のように定数割れさせないためには次の人材を育てることを。しかし選挙の中で議席を争うわけなので非常に難しいとは思いますが、そういう役目を議会が背負う必要があるのではないかと。次の人材を育成するというか。それは職域とかいろんなことがあるのでそういうところで青年男女とかもあるがそういったところから人材をつくっていうということもあるだろうが、議会がそういうことを仕掛けていくのも一つの考え方としておもしろいのではないかと。

皆からいろいろ意見をいただいたが、タイムスケジュール的にこれからそれをするのは難しいので、改選後にできればそういう場をぜひ。次回も通ればだが、皆の賛同が得られればやっていきたい。議員はどんなことをしているのか。市役所に登庁してどんな会議に参加しているのか。

今は通年会期をしており、今日も相当拘束されている。そういうことも含めて、これならいけそうとか、そういうことがわかるとやってみようというところへ行き着くのかと。

この間議員定数のアンケートを取ったら、声をかけようと思う議員が身近に一人もいないという回答が相当あった。これは大きな問題だろう。かけようと思っても、特に旧那賀郡のほうへ行くと誰が議員か全然顔がわからないと言われる。議会報告会で地域に出て行って皆しゃべっているが、それくらいだと印象が少ないのかと僕も反省する。

とりとめないことを言ったが、そういう仕掛けを議会自らがする必要があるのでと思っている。選挙まで半年切っているので、この時点でこの委員会でどうこう言うのは難しいかと思うが。

議題5 その他

牛尾委員長

そろそろ時間も来たので、1番はとりあえず片がついた。どちらにせよ少し時間をかけて政策討論会をやらなはいけない。議選監査の問題については講師を呼んで勉強会を6月か7月にするので、4番の問題もなかなか改選まで半年を切った時点で何かをやるかとなると、なかなか難しいと思う。改選後にどういうことをやるかも、現委員会で決めるわけにいかない。

下間書記

4番の市議会議員を目指す若者や女性の育成、議員数の男女比率については、どこに結論というか終着するのかが見えていない。先ほど委員

からいただいた意見では、まず議会に興味を持ってもらうことが大切だ、その手段としてはまだ市民一日議会もあるし、夜間議会の検討もあるし、小学生だけでなく中学・高校・大学生との意見交換、総務文教委員会で行った保護者との意見交換会を通じて議会に興味を持ってもらう。あと議会基本条例を今回改正したが、そういった制度の確立。議会としてできる条例改正、制度の確立があると思うが、では夜間議会をいつかしようと言ってもすぐのことにならないと思うので、どのように結論を持っていくか。考えられる点を幾つか挙げて、改選後の議会でどれかに取り組みという結論に持っていくのか、何か1個でもやろうとするのか。どういう考えを持っておられるか知りたい。目標を掲げるのはありだが、どうしても選挙で選ばれるので比率といっても難しいのかと。こうあったらよいという理想や目標は掲げられるかもしれないが、男女比率を定めるというのは難しいかと。

牛尾委員長

4番については事務局からの確な指摘があったので、次にどのように申し送りするのか、それともこの中で何か一つくらい10月までにやるのかも含めて、次回皆の意見を承りたい。

笹田委員

事務局が言ったことは多分広報広聴にも関係する。そうなると連携してやらないといけないし、しっかり考えて議論すべきである。

牛尾委員長

今度一日議会が7月にあるので。

佐々木委員

思いつきだが、所管委員会でも提言や要望をやろうとして、いろいろな所管団体と話している。学生や女性団体との意見交換会も行ったが、所管団体と話せば話すほど、議会に対する認識や興味を持たれる方も増えると思う。型をつくって、これをするためにはどうしたらよいかというのも必要だろうが、市民と触れ合う委員会や議会を重ねることが、子どもや女性の意識変化につながると思う。議会広報広聴委員会もあるし、これは全体で進めていくことではないかと思う。

牛尾委員長

次回はその辺も含めて、一定の方向づけができればと思うのでよろしく願います。

では次の予定を。とりあえず急いで結論を出さねばならないテーマは当面ないか。

西川副委員長

任期までにどうか分からないが、予算決算委員会の審議について。附帯決議をつけることを、これは山水海が内部で研究されていると思う。僕もこの間の予算審査にていろいろあったので、予算についても。ほかの議会でやっているところもあるので、浜田市議会でも山水海に研究を紹介していただき、研究したらどうかと思っている。

牛尾委員長

次回は今の件も含めて。かつて予算に附帯意見をつけたこともあるので、執行留保や、これをクリアされなければとか。

下間書記

附帯決議案というのは浜田市議会はやったことがない。意見を付すくらいはあるが、それも多分委員会の中で可決して附帯意見をつけたのではないと思う。

牛尾委員長

予算の執行留保で附帯意見をつけてやったことが、確か2回くらい記憶にあるのだが。しかし決議はしてない。昔、20年くらい前に、いつか観光協会の予算が、これがクリアされなければ予算執行できぬという。執行保留か。

下間書記

附帯決議案だと、決議案の議案をつくらないといけないのですごく重いし、本会議にかけることになるので、これまで附帯決議案というのはない。決算も附帯決議案ではなく、委員会として附帯意見をつけているだけであって、決議案にまではいってないので、研究していくのはよい。

古森局長

附帯決議案はあくまで議案に賛成した上で、こういう条件をつけるという内容なので、その辺は理解しておいていただければ。

笹田委員

先ほど西川副委員長から言っていたのだが、議案を賛成した後に附帯決議案をつけるかどうかの仕組みも今はないので、そのあたりを議会の中でつukれないかを、うちの会派で話している。今までは賛成で全部終わりだったが、そういった形で、今回でもいろいろな案があったのでつければよかったかなという部分もあったので、一緒に研究していただければと思う。

牛尾委員長

今でも理論的にはできないことはない。

下間書記

できる。委員会で附帯決議案を出す方法と、議員が一人賛同者を募って決議案をつくる方法などあるが、今でもできることなので、こういうことがやりたいと事務局に相談してもらったら、この間でもできた。

牛尾委員長

今の件も含めて、議会全体でできることできないことも含め、我々の勉強が至らないところもある。貴重なご意見なので、残り半年を切った中で言えば、テーマとしてはちょうどよいと思う。次回この件をやってみようか。

ということで今日は終わりたい。次の予定を決めたい。

《 以下、次回日程調整 》

では4月30日の10時から。

以上で議員定数等議会改革推進特別委員会を終了する。

(閉議 12時06分)

浜田市議会委員会条例第65条の規定により委員会記録を作成する。

議員定数等議会改革推進特別委員会 委員長 牛尾 昭

㊞